

京都市告示第 4 9 8 号

地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき，地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として，次のとおり認可したので，同条第 1 0 項の規定により告示します。

平成 2 6 年 2 月 1 7 日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

東久宝寺町南部町内会

2 規約に定める目的

本会は，地域住民の親睦を図り，自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし，次の活動を行う。

- (1) 運動会，地蔵盆，レクリエーション，文化活動等会員相互の親睦を図る行事の開催に関する事
- (2) ゴミ処理，清掃，美化等の環境整備に関する事
- (3) 防災，防火，交通安全に関する事
- (4) 住民相互の連絡，広報に関する事
- (5) 東久宝寺町南部町内会館の維持管理に関する事
- (6) その他，本会の目的に必要な事業及び連絡に関する事

3 区 域

- (1) 京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町 3 5 番地，4 3 ~ 4 6 番地，5 3 ~ 5 8 番地
- (2) 京都市伏見区深草大亀谷東久宝寺町 1 8 ~ 5 5 番地

4 主たる事務所

京都市伏見区深草大亀谷大谷町 2 番地 3 2

5 代表者の氏名及び住所

小崎重信

京都市伏見区深草大亀谷東久宝寺町 2 1 番地 1 5

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成 2 6 年 2 月 1 2 日

(文化市民局地域自治推進室)